

【協議第 1 号】

匝瑳市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、匝瑳市地域公共交通活性化協議会規約第 10 条第 4 項の規定に基づき、匝瑳市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

（事務局長等）

第 3 条 事務局長は、匝瑳市環境生活課長をもって充てる。

- 2 事務局次長は、匝瑳市環境生活課市民協働班統括をもって充てる。
- 3 事務局員は、匝瑳市環境生活課市民協働班の班員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易と認められること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関する事項は、匝瑳市文書管理規程（平成 18 年匝瑳市訓令第 6 号）の規定を準用する。

（公印の取り扱い）

第 6 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用範囲、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

2 公印の取り扱いについては、匝瑳市公印規則（平成18年匝瑳市規則第18号）の規定を準用する。

（補則）

第7条 この規程に定められているもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	寸法 (mm)	書体	使用範囲	管理者	個数
匝瑳市地域公共交通活性化協議会会長之印		方24	古印体	会長名をもって発する文書	事務局長	1